

NPO 法人清里観光振興会旧ピクニックバス貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、NPO 法人清里観光振興会（以下「本会」という。）が管理する旧ピクニックバス（以下、備品という）を貸し出すことにより地域の活性化を図ることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出に供する備品は旧ピクニックバスとする。

(貸出の対象及び備品使用許可)

第3条 備品の貸出を受けることができる者は、次に掲げる団体及び機関（以下「団体等」という。）とする。

2 本会の備品を使用したい者は、備品の品目、日時、使用目的等を申し出て、本会会長（以下「会長」という。）の許可を得なければならない。

3 備品の貸し出しができる者は次の通りとする。

- (1) 本会会員
- (2) 地域活性化等を推進する団体、観光従事事業者等
- (3) 行政に付随する団体
- (4) その他会長が認める又は理事会にて承認を得た団体、及び個人等

(使用条件)

第4条 前条の許可を受けた者は備品使用に際しては、適切に取り扱わなければならない。

2 本会の備品を借用した者は、決められた日時に元の状態で返却しなければならない。

3 設置場所の土地使用許可証の提出を求められることがある。

4 移動は原則本会が行う。(燃料・高速代等発生した場合は実費負担とし借主に請求)

5 移動費用は借主が負担する。

6 貸し出し期間内での利用とする。

7 本会がイベントなどで使う時は本会が優先的に使用する。

8 エンジンを始動しての利用は原則禁止するが、炎天下等やむを得ない場合はこの限りでない。

9 契約中の物損は使用者の負担で修繕しなければならない。

(貸出料・移動費用)

第5条 備品の貸出料・移動費用は、別に定める。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、別に定める。

(貸出の制限)

第7条 会長は、備品の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 本会が使用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 備品を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした行事に使用するおそれがあるとき。
- (5) 政治的、宗教的行事又はこれらに類する行事に使用するおそれがあるとき。

(6) 前号に掲げるもののほか、会長が適当でないとき。

2 会長は、前項第5号に該当する場合において、文化的又は習俗的行事で広く一般に公開され、かつ、市内の地域活性化に寄与するものと認められるときは、備品の使用を許可することができる。

(申請及び許可等)

第8条 貸出及び返却の事務は、次の各号による。

1 備品の貸出を受けようとする団体等は、借用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは当該備品の使用期間が他の団体等と重複していないことを確認の上、備品を貸し出すものとする。

3 貸出及び返却の事務は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用の許可を受けた団体等(以下「使用団体等」という。)は、その権利を譲渡し、又はその備品を転貸してはならない。

(使用許可の取消等)

第10条 会長は、必要あるとき、又は使用団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用条件を変更し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、備品の管理上、支障があると認められるとき。

(返還)

第11条 使用団体等は、備品の使用が終わったとき、又は使用許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用団体等は、自己の責めに帰すべき原因により、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用団体等の責任において処理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

また、本要綱に定めのない事項については都度協議の上決定とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6年 6月 1日から施行する。

別紙

NPO 法人清里観光振興会旧ピクニックバス貸出要綱

(貸出料・移動費用)

第5条

備品の貸出料・移動費用は、別に定める。

種目	貸出料(1日)	移動費用
会員	1,100円	33,000円
会員外	2,200円	33,000円

※但し、移動範囲は原則北杜市内（20km以内とし、20km以上の移動距離となる場合は別途相談とする）

燃料代、高速道路等の費用に関しては実費分を請求とする。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、別に定める。

貸出期間 1日～31日

31日を過ぎて延長する場合は、延長申請とする。

但し、別途予約が入っている場合は貸し出せないものとする。